

東電福島第一原発の緊急作業に労働者を従事させる (その労働者を放射線業務に従事させる) 事業主の皆様へ 被ばく線量などの記録を提出してください

東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束のための緊急作業に従事し、または従事した労働者の方に対して、離職後も含めた長期的な健康管理が必要です。このため、厚生労働省では、平成23年10月11日に電離放射線障害防止規則を改正し、これらの労働者を使用する事業主の方に、被ばく線量などの記録をご提出いただくことを義務付けています。

制度の概要

東日本大震災によって生じた事態に対応するため、平成23年3月11日以降、東電福島第一原発における緊急作業^{★1}に労働者を従事させている(させたことのある)事業主の方や、その緊急作業に従事したことのある労働者をその後放射線業務に従事させている事業主の方に、

①健康診断の個人票の写し^{★2}、②被ばく線量などの記録^{★3}

の提出^{★4}を義務付けています。

- ★1 平成23年厚生労働省告示第402号により、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により電離放射線障害防止規則第42条第1項に該当する事故が発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において、平成23年3月11日以後に行う同令第7条第1項に規定する緊急作業」とされています。
- ★2 健康診断の都度、遅滞なく提出することとされています。
- ★3 ★1に当たる緊急作業については毎月月末、それ以外の放射線業務については3月ごとの月の末日までに提出することとされています。
- ★4 提出先は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課です。

●電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)

(指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出)

第59条の2 事業者は、緊急作業(厚生労働大臣が指定するものに限る。)又は特例緊急作業(以下この項及び様式第三号において「指定緊急作業等」という。)に従事し、又は従事したことのある労働者(次項及び様式第三号において「指定緊急作業等従事者等」という。)について、当該労働者が指定緊急作業等又は放射線業務に従事する期間(当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。)に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し(当該記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合にあっては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 安衛則第五十一条に規定する健康診断個人票(安衛則第四十四条第一項及び第四十五条第一項の健康診断並びに法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行つた健康診断の結果の記録に限る。)(安衛則様式第五号)
 - 二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票(様式第一号の二)若しくは緊急時電離放射線健康診断個人票(様式第一号の三)又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票(様式第二号)
- 2 事業者は、次の各号に掲げる労働者(指定緊急作業等従事者等に限る。)の区分に応じ、第八条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第九条第二項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量(次条において「線量」という。)及び第四十五条第一項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書(様式第三号)を作成し、当該各号に定める日までに、書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次条において同じ。)に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 緊急作業に従事する労働者 毎月末日(当該労働者が緊急作業に従事する間に限る。)
 - 二 放射線業務(緊急作業を除く。)に従事する労働者 三月ごとの月の末日(当該労働者が放射線業務(緊急作業を除く。)に従事する間に限る。)



被ばく線量などの記録については、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（様式第3号）により提出することとされており、以下の点にご注意ください。

外国人の場合、「氏名」の欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載するとともに、「住所」の欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること

「個人番号」の欄は、事業者が指定緊急作業等従事者等の線量等の管理を行うため、これらの者に対し、個人を識別するために付与した番号を記載すること

これらの欄は、前回の報告から変更があった場合に記入すること

「対象期間」の欄は、
 (1) 緊急作業に従事する間は、1か月分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間とする月の翌々月末日まで）
 (2) 放射線業務（緊急作業を除く。）に従事する間は、3か月分を対象期間とし、その期間が分かるよう記入すること（提出は、当該対象期間の満了の月の翌々月末日まで）

「作業の場所」及び「作業の内容」の欄は、
 (1) 緊急作業に従事する間は、当該作業に従事した場所及び作業の内容を記入すること
 (2) 放射線業務（緊急作業を除く。）に従事する間は、「作業の場所」の欄に、当該作業に従事した原子力施設等の名称を記入すること。

外部被ばくの実効線量の日々の値を把握している場合には、報告対象月分の1日ごとの被ばく線量について、測定開始日時、測定終了日時及びその間の実効線量の一覧を添付すること。

様式第3号（第59条の2関係）

指定緊急作業等従事者等に係る線量等管理実施状況報告書

フリガナ	生年月日	年 月 日	個人番号
氏 名	性 別	男 ・ 女	指定緊急作業等従事以前の累積被ばく線量
住 所	電 話 ()		
指定緊急作業等時の所属事業場の名称			
指定緊急作業等時の所属事業場の所在地	電 話 ()		
現在の所属事業場の名称			
現在の所属事業場の所在地	電 話 ()		
対象期間	年 月 分	通常作業・緊急作業の区別	通常作業 ・ 緊急作業
対象月分 累積線量	外部被ばく実効線量	(mSv)	作業の場所
	眼の水晶体の等価線量	(mSv)	
	皮膚の等価線量	(mSv)	
内部被ばく測定結果	預託線量	(mSv)	作業の内容
	測定日		
	採取日		
	主要核種ごとの測定値	核種	
測定値		(Bq)	
核種			
	測定値	(Bq)	
	核種		
	測定値	(Bq)	

平成 年 月 日

提出先・問い合わせ先

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

電話：03-5253-1111（内5499）FAX03-3502-1598

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2